

平成17年度

第1回鳳来地域審議会

平成18年2月9日

新城市民体育館 第1会議室

事務局 皆さん、改めましてこんにちは。合同の地域審議会に引き続きまして、鳳来地域審議会を開催させていただきたいと思っております。

なお、今日は竹川委員さんと、それから峰野委員さんが所用で欠席されておりますけれども、出席者は8名ということで、地域審議会の設置に関する協議第8条第3項で、委員の半数以上が出席していないと開かれないとありますが、8名の出席ということで委員会の方は成立いたしております。

会議に先立ちまして、池田総合支所長の方からごあいさつをお願いします。

総合支所長 失礼します。鳳来総合支所長の池田でございます。平素はいろいろと地域活動にご尽力いただきまして、ありがとうございます。何にいたしましても、今回、地域審議会ということでお願いしましたところ、快くお引き受けいただきまして、先ほど市長から委嘱状をお渡しさせていただきました。これから皆様方と一緒に鳳来地区に対しての地域振興を図りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

いろいろ市長の熱い思い等も伝えられたところでございますけれども、また先ほどの質疑の中で委員さんから役割についてもたくさんご意見をいただきましたが、そういった審議会の運営方針等についても、まだなかなかちょっと討論が不十分なところもございますけれども、そういったことも今後、会議を重ねていく中でご理解をいただければと思います。

簡単でございますけれども、あいさつの方は終わらせていただきます。

事務局 それでは、早速協議の方に入りたいと思っておりますが、初めにお手元に追加で封筒をお配りしてあります。その中身の方を、ちょっと確認をお願いしたいと思います。ホッチキスでとめてあるのが2部ございまして、まず1つ目が、地域審議委員の報酬等について。

先ほど、委員の報酬等についてはご説明があったと思っておりますが、その関係で、今日こちらの体育館まで、それから2回目以降は鳳来総合支所の、3階にもとの合同委員会室がありまして、今は第5会議室といたしますけれども、3階の方に会議室がございます。そちらの方で、2回目以降は開催する予定であります。その関係で、旅費を支給するという格好になりますので、本日、体育館までの距離、それから2回目以降は鳳来総合支所になりますけれども、こちらまでの距離ということで、皆さん自動車を使われると思います。振込の依頼をする方に、片道のキロ数をお書きいただきたいと思っております。それに基づいて、お支払いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それから、もう1つは、鳳来地域審議会会議傍聴規程ということで、こちらも後の方で、また皆さんにご審議いただきますので、よろしくお願いたします。

以上が、配付資料になります。

それから、もう1つ、皆さんお互いご存じの方ばかりだとは思いますが、会議の最初ということで、皆さんに自己紹介をお願いしたいなと思っております。後で、事務局の方は紹介させていただきますけれども、順番でいきますと並び順ということで、井上さん方から順番にぐるっと回るような格好で、自己紹介という格好でお願いしたいと思います。

委員（井上秀樹） 大野の井上秀樹と申します。サービス業ということで、クリーニング業を営んでおります。よろしくお願いたします。

委員（加藤雅雄） 海老の加藤と申します。昨年まで特別養護老人ホームくるみ荘の荘長をや

っております。よろしくお願いいたします。

委員（福田利恵） 長篠の福田と申します。子育て支援関係のボランティアをやっています。よろしくお願いいたします。

委員（奥平田津子） 長篠の奥平と申します。合併のときには、まちづくり小委員会の方に属していましたが、多分、皆さんに教えてもらうことが多いと思います。よろしくお願いいたします。

委員（小山泰弘） 四谷の小山でございます。森林組合に30余年奉職しておりまして、退職して現在は千枚田の耕作者でございます。私は、合併協議会委員を務めさせていただきました。多少は、そういうことも聞き及んでいるんですが、まだまだ知識は十分ではございません。よろしくお願いいたします。

委員（神谷吉則） 神谷吉則と申します。名越の出身であります。私は、昨年まで農協の職員でして、今、役員をやっています。よろしくお願いいたします。

委員（加藤和臣） 加藤和臣と申します。家は鳳来の西部地区というところにあります。昨年の秋まで勤めておりましたが、退職して、今は年金でほそぼそとやっております。よろしくお願いいたします。

委員（梶村辰男） 長篠の梶村と申します。保存館の真ん前でございまして、これとは全く関係ないんですが、のぼりまつりの奉賛会長をやっています。いろんな形で、また顔見知りの方が非常に多いわけですけれども、ひとつよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、職員の紹介ということで。

総合支所長（池田） 総合支所長をやっております池田と申します。よろしくお願いいたします。

地域振興課長（原田） それから、事務局になりますが地域振興課長の原田と申します。去年の9月までは社会福祉協議会の方にいましたので、メンバーの方から見ますと福祉関係で活躍している方が大勢いらっしゃると思いますので、特によく知っている方ばかりですので、またよろしくお願いいたします。

地域振興課主事（阿部） 同じく、事務局の方を務めさせていただきます地域振興課の阿部と申します。家は乗本になります。昨年9月まで、合併前までは合併協議会の事務局の方に派遣ということでお世話になっておりました。地域審議会ということで、また皆様のお力をお借りしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、早速議題の方に入っていきたいと思っております。

なお、説明の方は座って説明させていただきたいと思っております。

本日の議題につきましては会議次第、先ほどお配りをしました会議次第によりまして、4番の会長・副会長の選任について、それから5番 鳳来地域議会傍聴規程（案）について、6番 鳳来地域審議会の今後の予定及び会議の進め方について、以上、3議題について協議していただきたいと思います。

なお、次に議題4の会長・副会長の選任についてということで、皆さんに決めていただきますが、本来ですと、会長が決まりましたら議長ということで議事の進行をさせていただくというのが決まりになっておりますが、初めての会合ということもございまして、事務局の方で本日、すべての進行の方をさせていただきたいと思っております。よろし

くお願いしたいと思います。

それでは早速ですが、議題4 会長・副会長の選任についてをご協議いただきたいと
思います。自薦・他薦どちらでも結構です。ご意見のある方は発言の方をお願いしたい
と思います。推薦等をお願いしたいと思います。

委員 顔ぶれを見させていただいて、行政経験の豊富な加藤和臣さんを会長に推薦したいと
思います。

委員 行政経験ということだけでなく、地域審議会は人生経験もいろいろありますので、加藤雅
雄さんを推薦します。

事務局 今、両加藤さんが候補に上がっております。ほかに推薦とか、自分がやりたいという
方がいらっしゃいましたら、ご発言の方をお願いしたいと思います。

委員 お二人にということは賛成で、形で言いますと選任の委員さんと、それから公募の委
員さんということで、大変いい判断だと思ひまして私は賛成したいと思います。会長さ
ん、副会長さんお二人のお話で決めていただければと思いますが、どうでしょうか

事務局 それでは、加藤さんで割れておりますけれども、なかなかお二人で決めるというわけ
にはいかないと思いますので、挙手で、とりあえず会長は会長の方で、あとの方は副会
長ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

事務局 では、会長の方の挙手をお願いしたいと思いますが、まず順番からいって最初に推薦
いただきました加藤和臣さんがよろしい方、お願いします。

(賛成者 挙手)

事務局 全員の方が手を挙げられましたので、それでは今、意見の出ました会長については加
藤和臣さん、それから副会長については加藤雅雄さんということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

事務局 異議もないようでございますので、会長に加藤和臣さん、それから副会長は加藤雅雄
さんということで、お二人をお願いしたいと思います。

それから、冒頭の審議会の方でご説明がありました、本日の会議録等を作成するに当
たって、議事録署名委員の方2人の指名がいります。本来でしたら、会長の方が指名す
るといような格好になっています。今回は、たまたま私の方が議長ということで進行
させていただいておりますが、本来の趣旨に戻って、会長さんの方から議事録署名委員
の方をお二人、指名をお願いいたします。

議長 それでは、副議長さんと私も指名されたばかりでございますが、1回目でございます
ので名簿順で1番の井上秀樹さん、それから2番は副会長さんに指名されましたので、
3番の福田さんお二人をお願いします。

事務局 それでは、よろしく申し上げます。

それでは、次に議題5の鳳来地域審議会傍聴規程(案)についてをご協議いただきた
いと思います。

傍聴規程につきましては、先ほどご説明ありましたように鳳来地域審議会会議の傍聴
について、必要な事項を定めるというものですけれども、原則、公開となっております。
詳細につきましては、阿部主事の方から説明させていただきます。

事務局 では、追加で封筒の中に入れてお配りしました会議傍聴規程(案)ということで、概要だけ追って説明させていただきたいと思います。

第2条のところですが、傍聴人の区分ということで、一般傍聴人と報道関係者を区分しまして、それぞれ傍聴席を設けるという規定であります。

それから、第3条であります傍聴人の定員ということで、一般傍聴人につきましては受付先着10人ということで、こちら3つの地域それぞれ10人ということで、一応こういった形で人数は決定しております。ただしということで、会議の議長の許可を得た場合は、この限りでないということで、会場の収容人員にもよりますが、定員10名を超えた場合でも、傍聴人の受付があった場合、会長の判断によって傍聴席があれば入っていただくということで、この辺は適宜というような形で調整できるような形の規定になっております。

それから、第4条の方につきまして傍聴の手続ということで、傍聴受付簿ということで3枚目になりますが、様式を定めております。こちらにつきましては、一般と報道別々の様式で別紙ということで、会議の都度、調製したいと思います。

第5条の方では、傍聴席に入ることができない者ということで規定をしております。

それから、第6条では傍聴人の守るべき事項ということで、禁止事項等をうたっております。

それから、第7条で写真、ビデオ等の撮影、録音等の禁止ということで、原則的には撮影、録音は禁止ということですが、ただしということで、特に議長の許可を得た者は、この限りでないということで、報道機関等の対応ということで、議長の許可を得て撮影等は可能になるということになります。

それから、1条飛びまして第9条であります、傍聴人の退場ということで、会議を公開しない決定があったときは速やかに退場しなければならないということで、こちらの方は合同会議の方でも説明がありました。会議につきましては基本的に原則公開ということになっております。会議資料の方の8ページ、設置協議の第8条の第6項のところになりますが、会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができるということで、会議の開会に先立ちまして、そこで非公開とするという会議の決定がなされた場合には、傍聴人に退場していただくという規定となっております。

最後、附則としまして、この規程は平成18年2月9日から施行するということで、本日、ご承認いただきましたら本日施行ということでお願いしたいと思います。

傍聴規程(案)につきましては、以上であります。

事務局 今、ご説明しました傍聴規程については、特に変わった内容で規定はしておりません。ごく一般的な傍聴規程ということで、傍聴人の規定については10人ということで考えさせていただいておりますけれども、ほかは特に変わった条項はございませんので、よろしく申し上げます。

委員 会議で議長の許可を得た場合は、この限りでないという事項は、大体会議は合同委員会室でやるのですか。

事務局 もとの合同委員会室ということです。

委員　それで、これは10人以上入れますよね。

事務局　入れます。

委員　そうした場合、10人は10人でいいんだけど、例えば許可を得た場合は、この限りでないという文言があるんだけど、適宜という説明があったんだけど、この適宜という限りでは、おおよその目安というものを事務局の方である程度、事前に何人ぐらいいはあれだけでも、10人以上であの人入ったんだけど、何で私は入れないのという事態になってきますから、そこら辺のところを鳳来支所の管内の委員会だけでも、何か内々に、公のものでなくていいけれども示していただきたい。

事務局　そういった場合は受けると。

委員　それと、特に2ページの会議を公開しない決定があったときは速やかに退場しなければならぬということ、こう文言だと、協議事項はそれぞれ公開、非公開というところからいいの。今日の議題として協議事項がいくつかあって、すべてについて公開にするとか、公開しないとかということじゃなくて、1つの協議事項については公開しますけれども、これについては非公開にするとした場合には、そういうところからいいわけですね。速やかに退場となっているけども、もう既に入っているわけだから。

事務局　この規程でいうとですね。ただ、現実問題として途中で退席してもらおうというのは、なかなか感情的に余りよろしくないものですから、できれば非公開にするんだったら、初めから決めておいた方がいいかなというような考えでありますけれども。それで遠くからわざわざ傍聴に来たのに、今日は非公開だよということが、果たして感情的にできるものかどうかというのがありますが。

委員　議事進行でどうしても個人的な問題は非公開とすべきである。

事務局　もし非公開ということでしたら、会議の冒頭で、きょうは非公開と決定した上でも、それでもせっかく来てくれた人がいますので。

委員　合併協のときには、前のときにこれは公開、非公開ということで、事前に非公開ということ流さない、来て入り口まで行ったら非公開ということでは困るし、次の会議を開くとわかった時点で決めておくべきではないか。

事務局　提案予定の議題を説明させていただいて、それについて公開とするか非公開とするかを、次回の会議についてどうするかというのを、まず決めておいていただくということで次回の対応をしていきたい。

委員　だけど公開の決定というけれども、非公開にしなければならないという議案が出てきたり懸案が出てくる場合もありますよね。例えば、利害関係が出てきた場合、非公開とすべきである。

委員　そのときの状況で、例えば退場していただくとか、そういう格好をとっていただくとか、そういう考え方でいいですか。

事務局　万が一というものが出来た場合には。

管理調整課　ちょっとよろしいですか。合併協議会のときもそうだった訳ですが、基本的には会議を非公開とする事項というのは、どういうものがあるのかというご質問があるというのが、まず第1点ですね。

それから、先ほどの次第のところの地域審議会に関する事項の8ページのところで

が、第8条7項の会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができるというところで、例えて言うと、そんなことは先ほどもありましたようにないと思うし、原則ですけれども、もしかすると個人に関わるようなことが出てくる可能性はあるということです。

それと、先ほど言った市長の諮問事項というか、要は審査の話、応募があったものを審査したときに、あの人がこういう意見を言った、ああいう意見を言ったということが多分出てくると思います。そういうことを想定しておかなければならないところがあるわけです。

ですから、当然、会議録は公開になりますけれども、そういった意味で非公開にすることができるという事項、要はその上のところ、6項の会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができると、これがありますので、原則は公開だけれども、その中身によっては公開しないことも会議で、その場で決めても、それはいたし方ないという考え方。

ですから、公開の審議、公開部分はやっておいて、その秘密会を開かなければならない部分については、非公開という方法でやるしかないのかなというのが、こちらの見解です。

事務局 ほかによろしいでしょうか。ほかにご質問がないようでしたら、議題5 鳳来地域審議会傍聴規程について採決の方を先にいたしたいと思います。

鳳来地域審議会の傍聴規程につきましては、原案どおり可決することにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

事務局 それでは、ご異議もないようでございますので、議題5 鳳来地域審議会傍聴規程につきましては、原案どおり可決させていただきます。

次に、議題6 今後の予定及び進め方についてを議題とさせていただきます。

事務局の案といたしましては、審議会の開催につきましては本年度中に今回の会議を含めて2回、1回目は今日で、2回目を先ほど来、出ておりました予算の議決後、速やかにということ、3月の下旬に2回目を開催していただきたいというふうに考えております。

それから内容につきましては、先ほど、またこれも出ておりましたけれども、新年度予算の関係の説明が中心になるかと思いますが、鳳来地区だけの予算の説明では、なかなかわかりにくい点がありますので、新城、作手の状況も踏まえながら、そんなに逐一状況を事細かく説明すると、とてもじゃないけれども時間がございませんので、鳳来地区の予算の説明が中心になりますけれども、それと対比するような格好で新城、作手の数字等も入れた説明をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、今、言ったのが2回目の中心事項ですが、もし皆さんからご要望等があれば、また資料等をそろえておきたいと思いますが、こういったものが必要だというものがございますら、できるものとできないものが当然ありますけれども、皆さんがご要望する資料等ありましたら提案していただきたいというふうに考えております。

それから、2回目の日程ですが、議会が終わってすぐに2回目を行うということにな

りまして、議会の最終日が3月24日になっています。それから3月中ということになりますと、なかなか日程が皆さんとりにくいと思うんですが、事務局の案といたしまして3月29日の水曜日を、できれば予定させていただきたいというふうに考えておりますが、時間はどのようにでも設定しますけれども、もし皆さん都合よければ3月29日に、もし午前中でいいということでしたら30日も可能ですが、30日は、たしか昼から社協の評議員会があるものですから、30日の午前中ということでしたら可能ですか。時間の方の関係から言うと9時半ぐらいから始めないということになりますかね。皆さん、よろしいですか。

委員　いいけれども、ちょっと余分なことになるが、地域審議会の運営に関する申し合わせで、招集の通知は、各委員に対し、開催日の5日前までに文書で行う。とあるが、もっと早く出してもらいたいが。

事務局　原則、もっと早くても場所が決まり次第、通知いたします。決まったら出したいと思いますが、余り早く出すと、逆に忘れてしまいますので、1カ月をちょっと切ったぐらいで発送する方がいいかなというふうに考えています。

管理調整課　もう1点は、委員に通知を発送するにあたって思うことは、現実に、会議において次回を決めておいていただかないと、原則公開ということは周知を前提とすることなので、とりあえず日程は次回を必ず決めておいていただいて、広報紙なんかでお知らせするには時間的に無理がある場合がありますから、ホームページだとか、そういったところを出していこうかなというふうには考えております。新城市のホームページの中へ、地域審議会のページみたいなものを設けて出していこうかなというふうなイメージでうちの方は考えておりますので、時間と場所だけは確定しておいて、ご本人に通知を出すのは1週間、2週間前ぐらいにということをお願いできたらなというふうに思っています。

ホームページ以外というのは、基本的にちょっと無理かなと。というのは広報紙なんかが一番いいわけですが、時間的な制約がありますし、地域審議会が3地区ということになりますと、大体が一定ではありませんし、場所も違うものですから、なかなか出し方が難しいものですから、その辺は考えはしますけれども、とりあえず議事録は基本的に公開になりますので、会議録というのは必ず出していきます。発言をだれがしたかというのは、わからないような形でということは、もちろん今でもそうですが、そういうふうで合併協議会するときでもそうでしたけれども、各市町村も役場へこの会議録、それから会議資料については置いておくとか。そうすると、今、言ったように今の本庁、それから支所それぞれに、それぞれの地域審議会のような公開というか、紙ベースでも置いてある、それからホームページでも見られるというような形をとっていく。その中で、開催日についてもお知らせをしていく。そうすると、当然、会議録の中にも次回開催日が決まっていればわかるというような形で、今のところ、どう考えても、例えて言うと、もっと日程が詰まった、次回はまだ3月ということで、今回は、私ははっきり言って今日決めていただければ広報紙に間に合いますが、次がどうなるかわからないので、それを確約することはできないという状況ですので、その辺で委員さんは、今日は地域振興課が主導しております。先ほどのところは、私どもが主導しておりましたけれども、

本来であると地域審議会が主導で動いていく。それで資料請求とか、そういったものは行政側に要求をしていくというようなスタンスでございますので、あくまでもこの審議会が運営をしていくという形になりますので、委員さんの要望によっては急遽、開くという場合もありますので、そうすると、とても広報でお出しするという約束は、はっきり言ってできないという状況でございますので、そこら辺のところをご理解いただきたいこと。

それから、区長への回覧についても、ある程度限られた日程でやっておりますので、それから区長への配布依頼文書についても、なるべく少なくするような方向で考えておりますので、そこら辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

事務局　あとは、オフトーク放送で。

委員　パソコンを持っている方は、インターネットでもいいんですけども、パソコンを持っていない方もみえるので、できたらオフトークで流していただくとありがたいなということで、ちょっと今お伺いしました。

事務局　オフトークで会議の関係は流します。ただ、今回の会議の開催を実は間違えて放送しまして、今日でなくて一昨日の晩に、昨日だというような放送をしてしまいまして、困ったなと思ったのですけれども、多分、皆さん聞いているか聞いてないかなと思って。その放送を聞いて昨日来られたという方、見えませんよね。そういう方が見えたら、おわびをしなければいけないということで今日まいりましたけれども。

管理調整課　鳳来地域審議会や作手地域審議会については、作手は防災無線がありますが、ある程度の行政的なお知らせができる。新城はできないものですから、鳳来地域審議会は鳳来地域の人しか傍聴はできないということではないので、そこら辺のバランスを考えていかなければならないと思いますが、ある機能はできるだけ使ってやっていきたいとは考えております。

委員　オフトークでも、ある程度は放送も可能ですというのも、間違えた放送のときも1回目のときから。

事務局　会議の予定とか、そういう格好でしか流れてないです。

委員　そして、今回からはどうなんですか。一般の傍聴ができますというような内容を流すんですか。ただ、会議の日程だけを流すんですか。

事務局　そういう格好で、すべて流す予定はないんですけども、1回目については開かれますということで、なお、その会議については傍聴可能ですのでということを最初に流すのはいいかなと、今、思いました。すみません。

管理調整課　1点言いますと、3月16日発行の広報紙の中では、委員さんのことも含めて今日のこと、それから地域審議会のことについて2ページの見開きで、その中に傍聴もできますということは、多分入れると思いますので。ただ、日程的なものは、広報で出していくかというとなかなか難しいということをご理解ください。当然、今日は新聞社からも取材に見えていましたので、当然、明日新聞に載るとは思いますけれども、そんなことで皆さんにはお知らせをしていくことになるというふうに考えています。

事務局　それでは、議題の6につきましてですけども、今後の予定と進め方についてですけども、2回目につきましては平成18年3月30日木曜日の午前9時半から、場所につき

ましては鳳来総合支所3階の第5会議室、以前は合同委員会室といていた部屋での開催になります。そちらの方で開催いたしたいと思います。

それから、内容につきましては、先ほど言いました新年度予算の説明と、それから、もしそのときに今後、鳳来地域審議会で優先的に取り組んでいきたいというか、話し合いをしていきたいという重点項目等が出れば、それを中心に進めていくのも1つの方法かなというふうに考えております。

それから、次回、2回目のときに予算の説明をさせていただきますけれども、なかなかすべてを細かく説明というわけには多分いかないかと思えます。できれば担当課長の方から、それぞれの担当予算について説明をしたいと思えますが、なかなかそうはいかないと思えますので、もし今日の資料の中のまちづくり計画の中に若干、具体的な内容ですが、こういった事業を行うというのがありますので、もしこの中で特にここを聞きたいというような項目、どういうふうに予算が反映されているということを知りたいような項目がありましたら、電話で結構ですので事務局の原田、ないしは阿部の方までご連絡いただければ、そこについては、他のものより詳しい資料等をそろえておきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員 今の新年度予算について、私ども行政の予算書を見ても、はっきり言って皆目検討がつかないということで、数字の羅列でわかりにくいというか、わからないというところがありますので、事務局の方にはご苦勞をかけると思えますけれども、わかるような資料をつくっていただければなというふうに思えます。

事務局 できるだけ工夫して、予算で見ますと本当に項目があって、金額しかないものですから、なるべく皆さんにわかりやすいようには心がけますが、わからないときは追加でまた説明させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

委員 先ほど、私、聞いていなかったかもわからないですけども、これは特に予算に関して聞きたいことがあったら連絡してくださいと言ったんですけども、いつまでに事務局に連絡すればいいんですか。

事務局 なるべく早くということで、余りぎりぎりだとちょっと資料等がそろわないと思えますので。ただ、ここに書いてあるから、必ずしも平成18年度予算に反映されているというものではありません。次年度に送られたものもありますし、そういうふうな対象になるものもありますし、それから、これから抜けているものはないと思えますけれども、ちょっと今、保留になっているとか、そういう部分もありますので、そういった回答になるかもしれませんけれども、何らかのお答えをしたいというふうに考えています。

委員 できれば、本当はこの中の18年度と昨年度の対比では、その中のどれとどれがですよと言ってもらえるとわかりやすいんですが。

事務局 その辺も考えてはやっていきたいと思えますが、ただこれがそこまで具体的にうたってあるかという、また若干、疑問があるものですから、ある程度主観が入ってしまうということもありますので、この点をご了解いただける範囲でご説明するというところでお願ひしたいと思います。

委員 これは、さっき市長からの話ですと、地域住民支援基金の創設があったが、そこら辺の、基金という名称と内容は。

管理調整課　メインは基金になります。これは一般財源の中に、要は基金ですと基金運用条例として市長の裁量から離れてしまうと。というのは、要は基金を取り崩して事業をやるというのが主ですので、そうしますと、その取り崩すに当たっては議会の議決がいるわけです。そうなりますので、ある程度、みだりに取れないんですよ、逆に言うと。言い方は基金ですが、中身がそうじゃないということです。そういうことで、議会でもそういう説明をしております。

委員　内容はそういうものだということを、また教えてくれればいいです。

管理調整課　ここが今、鳳来地域審議会なのでイメージで申し上げますと、今やっているほうらい住環境プラン、あのようなイメージになるのかなというふうに、私は見たときに感じました。というのは、要は地域で手を挙げていただく。自分たちはこういうふうにしたい、自分たちの地域はこういうまちづくりをしていきたいというものを提案していただいて、その審査に地域審議会がかかわっていくというようなイメージで思っております。

実は、企画課が中心になって、今、進めていますけれども、どうもそのところがあるのかなというようなイメージです。

委員　ということは、そういった分配の仕方を検討するというのはどこですか。

管理調整課　そのところも、市民税の1%と上げて上げたものですから、ある程度こういうでこぼこをつけないと、その裏づけには、さっき市長があいさつの中で言われたと思うんですが、そのところを行政側でやるのか、だけれどもこんなにいい事業があるので、ぜひこういうことを採択してくれというのは地域審議会がプッシュしていただくというふうです。ただ総花的にばらまくという考え方はないということのようです。

委員　決まってくれば、事業の採択、それに対する予算というの、どこまで地域審議会があれがあるのかないのかという範囲が、それぞれ違ってくると思うので。

管理調整課　最終的には地域審議会が、その予算を決定するのではなくて、これぐらいには、こういう取り組みには何パーセント出すべきだというような答申みたいな形で市長に対して答えを出すと、それに対して市長は判断をします。ですから、地域審議会がこうやってくれという話ではなくて、地域審議会がこういうふうな計画に対して採択を望むというものを出していただいて、それで最終的には市長が判断をするという形になるかなというふうに思っています。

委員　さっきも盛んに質問が出たけれども、3つの審議会がどこかで接点がないと、審議会自体は新市に新しく3つ集まったんだから、そういうものでみんな違いが出て、またいろいろあって、審議会という形で開こうという意味はわかるんだけれども、今みたいなのが予算の問題になって、人口比率でやれよといえ、せつかくいい案があっても、予算それだけの問題で配分が決まってしまうというふうに答えられないということだね。そうすると、だから、時には新城に泣いてもらうことにもなるわけだし、作手に重点的に配分とか、そういうことでもいいということになれば、そういうこともやるべきじゃないかなと思うね。

事務局　その判断は、最終的に全体やられた段階で、市全体でやるということで、鳳来地域審議会としては鳳来の分だけをとりあえず上げると、それで後の調整については。

管理調整課 端的な例で言うと、昨年鳳来町が住環境プランを行ったときに、最初これだけの資金ということで募集をかけたけれども、見たらよかったから、大学の支援はないけれども、これでやりますかといって新たに予算を増額してというような場合もあった。今度は1,800万円今回取ってあるから要求をしていくということですが、その中で果たして1,800万円分の事業が出てくるかどうか。逆もあるということ。

ですから、この事業にあえて手を挙げなくてもという地域も、もしかしたらあるかもしれないし、それは地域から出てきたものを、それを持ち寄った中で、それを判断するのは最終的には市長、その前で言うと事務方でいろいろ協議は出てくると思います。ですから、それを3地域審議会が合同で審査してそんなのだからだぞってお互いを批評する必要は何もなくて、地域審議会としてこれは協力していくべきだというものを出示していただければ、それは最終的には責任は市長がとるというふうにとらえていただければなというふうに思います。

それで、ほかの地域も見えていくのは必要なのかもしれない。それは、こういう議論をしていく中で、では他の地域でやった建設計画にあるものというのはどんなものだという現場を見にいってもらうとか、できていないけれども計画にあるものはこんなものだというのを見にいってというのが必要なのかもしれないけれども、それは地域審議会の議論の中で出していただければというふうに思います。

委員 今の件ですけれども、要するに最初から聞いていましたけれども、私としても地域審議会の我々がこうだよ、ああだよというように決めてしまうというのは、自分が公募委員になったということを考えますと、非常に負担になります。だから、今言われるように市長からこういう質問がありました、それに対して皆さんどうですかとって、我々が意見を述べるというところまで勘弁してもらおうと言ったらおかしいですけども、そこらくらいまで何とかという感じで、こちらから諮問したりとか、今、言うような事業なんかでも、これをやった方がいいよとか、この地区のこれはやった方がいい、そのいいものだけを言う分にはいいんですけども、それをじゃあという、今、言うように利害関係が我々の、自分たちの地域の団体との利害関係とか、そういうものを言われるので、だからそういうことはなるべくなら僕はちょっと避けたいなというふうに思います。

だから、実際に市長がどうですか、こういう団体ありますけれども、皆さんどう思いますかと言ってもらって、我々が、これいいね、あれがいいねというところまでならいいんですけども、そういうところまでとどめてもらいたいなという、そういう意味です。

管理調整課 こういうものは地域審議会でやっていくのではなくて、市長が募集し、それに応募してきたのが、ここの地区でこういう団体があった、ではそれを出してくださいよ、それでここの住民の中で審査しますよ。その結果、やっぱり順番をつけるとすればこういう順番になるということでもいいと思います。

それで、最終的には市長から審査の依頼があったから、私たちはこういう結論、要は一本にまとまるのかは別として、いろんな意見があっただけという形を出していただければ、それを見て、聞いて、判断をして市長が結論を出すというスタンスでいい

と思います。

ですから、余りそういうことを地域審議会が決めた、決めたと、合併協のときも確かに委員が決めたという声が聞こえたりしましたけれども、あれはまるきり違う話で、審査のための議論をしてきたというところで考えていただきたいなと思います。

なかなか範囲は広いですが、それを地域にかえて、その意見を反映するといえますと利害関係のことが出てきますので、そうではなくて、委員としてこうあるべきだというものを議論していただきたいと思います。

事務局 ほかに、よろしいでしょうか。

委員 それから、さっき出ていた次回のときに非公開の場合は、こういう場合にはこういう例があります。こういう場合はどうですかというのは、大体考えてもらえますか。

事務局 はい。線が引けるか、ちょっと考えてみます。

管理調整課 先ほどから、ここで勝手に発言しておりますけれども、私たちはそれぞれの地域審議会に入らせていただいて意見は聞かせていただきます。最終的に、管理調整課が調整をして市長の方へ答申を上げるというような立場もございますので、そこら辺はご了解をいただきたいと思います。

必ずしもいつも同じ人間が行くのではなくて、交代でいろいろと都合をつけ合いながらというような形になりますけれども、そんな形で対応させていただきますので、また質問が出て支所の中で説明できないようなときには、私どもが持ち帰って全体の中で議論をして、それでお答えをまた持ち帰るといったような形をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局 それでは議題6の日程と、それから協議内容ですが、今日お話しいただいたようなことに決まりましたので、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

事務局 それでは、本日、予定しております議題についてはすべて終了しました。特に、ほかにご意見があればお聞きしたいと思いますけれども、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

事務局 それでは、特にご意見がないようでしたら、これで本日の鳳来地域審議会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。